

行橋市選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第28条の2及び第28条の3並びに第30条の12に規定する選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧（以下「閲覧」という。）に関する事務処理に関し、必要な事項を定めることにより、選挙人名簿及び在外選挙人名簿の正確性を期するとともに、これらの抄本が不当な目的等に使用されることを防止することを目的とする。

(閲覧させることができる場合)

第2条 行橋市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の規定により、次の各号のいずれかに該当する者に限り、選挙期日の公示又は告示の日から選挙期日後5日に当たる日までを除いて、その必要な限度において閲覧を認めるものとする。

- (1) 特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかの確認をするために閲覧が必要である者
- (2) 公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）であって、政治活動（選挙運動を含む。以下同じ。）を行うために閲覧が必要であるもの
- (3) 政治活動を行うために閲覧が必要である政党その他の政治団体
- (4) 報道機関、学術機関等が実施する統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち、政治又は選挙に関するものを実施するために閲覧が必要である者

(登録の確認を目的とした閲覧の申出)

第3条 前条第1号に該当し、選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする者（以下「申出者」という。）は、選挙人名簿写本閲覧申出書（登録の確認）（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

(政治活動を目的とした閲覧の申出)

第4条 第2条第2号又は第3号に該当する申出者は、選挙人名簿写本閲覧申出書(政治活動)(様式第2号)を委員会に提出しなければならない。この場合において、法第28条の2第4項の規定による申出をするときは候補者閲覧事項取扱者に関する申出書(様式第2号の2)を、法第28条の2第7条の規定による申出をするときは承認法人に関する申出書(様式第2号の3)を併せて提出するものとする。

2 公職の候補者となろうとする申出者(公職にある者を除く。)は、公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。)第3条の2第2項第1号の規定により、前条に規定する申出書に次の各号に掲げるいずれかの資料を添付するものとする。

- (1) 政治活動用看板の証票の交付が確認できるもの
- (2) 申出者を後援する政治団体の設立が確認できるもの
- (3) 政党等による公認決定を示すもの
- (4) その他委員会が適当と認めるもの

3 政党その他の政治団体である申出者が規則第3条の2第2項第2号ロの規定により、申出書に添付する資料は、次の各号に掲げるいずれかのものとする。

- (1) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「規正法」という。)第12条の規定による収支報告書の写し
- (2) 規正法第9条の規定による会計帳簿の写し
- (3) その他委員会が適当と認めるもの

(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした閲覧の申出)

第5条 第2条第4号に該当する申出者は、選挙人名簿写本閲覧申出書(調査研究)(様式第3号)を委員会に提出しなければならない。この場合において、法第28条の3第5項の規定による申出をするときは、個人閲覧事項取扱者に関する申出書(様式第3号の2)を併せて提出するものとする。

2 申出者は、規則第3条の3第2項の規定により、次に掲げる資料を前項の申出書に添付するものとする。

- (1) 調査で使用する調査票、アンケート用紙等
- (2) 直近の調査票及び公表の実績を示す資料（公表の実績がない場合には、公表の計画を示す資料）
- (3) その他委員会が適当と認めるもの
(閲覧の制限)

第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、閲覧を制限することができる。

- (1) 委員会の事務運営に支障があると認められるとき。
- (2) 複数の申出者が一時に閲覧の申出をし、選挙人名簿の抄本の使用が競合する
とき。

(閲覧の拒否)

第7条 法第28条の2第3項及び第28条の3第3項に規定する閲覧を拒むに足りる相当な理由は、次に掲げるものをいう。

- (1) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の加害者が判明しており、当該加害者から当該行為等の被害者保護の支援措置の実施を求めた者について閲覧の申し出があったとき。
- (2) その他委員会が相当な理由があると認めるとき。

(閲覧の可否の通知)

第8条 委員会は、閲覧の可否を決定した場合は、選挙人名簿抄本の閲覧の申出に係る決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。この場合において、当該通知は、手交によることもできるものとする。

(閲覧者に対する本人確認)

第9条 委員会は、規則第3条の2第4項第2号の規定により選挙人名簿の抄本を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）が本人であることを確認するに当

たつては、選挙人名簿抄本の閲覧に係る閲覧者の確認について（照会）（様式第5号）により閲覧者に照会を行い、併せて閲覧者に本人が確認できる書類の提示を求めるものとする。

（閲覧の方法等）

第10条 閲覧は、読取り又は筆記に限り認めるものとする。

2 次に掲げる方法は、いずれも認めないものとする。

(1) カメラ及びカメラ付き携帯電話その他の機器による撮影

(2) 複写機又はハンドコピー機による複写

(3) ファクシミリによる送信

(4) パーソナルコンピュータ等の使用（転記と同視できる範囲の使用を除く。）

3 委員会は、閲覧者に閲覧させようとするときは、汚損、毀損、加筆その他不正な行為のないように選挙人名簿の抄本を丁重に取り扱わせるものとする。

（閲覧事項の確認）

第11条 委員会は、申出書に記載された閲覧対象の選挙人の範囲と閲覧者が閲覧した事項（以下「閲覧事項」という。）が一致しているか確認するものとする。この場合において、閲覧事項が一致しないときは、申出書に記載された閲覧対象の選挙人の範囲以外の部分の閲覧者が筆記した閲覧事項は、抹消させるものとする。

2 委員会は、前項に規定する確認を行うため、閲覧者が筆記した閲覧事項を適宜複写することができる。

（閲覧の中止）

第12条 委員会は、閲覧者がこの要綱の定めに違反し、又は委員会の指示に従わない場合は、直ちに閲覧を中止させることができる。

（閲覧状況の公表）

第13条 委員会は、法第28条の4第7項に規定する閲覧の状況について、年1回、当該年度終了後、速やかに公表するものとする。

2 前項に規定する公表は、告示によるものとする。

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧等)

第14条 第2条から前条までの規定は、在外選挙人名簿の抄本の閲覧について準用する。この場合において、申出者は、次の各号に掲げる規定に応じ、当該各号に定める様式を用いるものとする。

(1) 第3条に規定する申出書 在外選挙人名簿抄本閲覧申出書（登録の確認）（様式第6号）

(2) 第4条第1項に規定する申出書 在外選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）（様式第7号）

(3) 第5条第1項に規定する申出書 在外選挙人名簿抄本閲覧申出書（調査研究）（様式第8号）

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年12月1日から施行する。

(選挙人名簿の閲覧事務処理要綱の廃止)

2 選挙人名簿の閲覧事務処理要綱（昭和57年12月選挙告示第35号）は、廃止する。